

病虫害・雑草防除の基本方針

近年の気候変動、人やモノの移動の増加を背景とした海外からの病虫害・雑草の侵入、施設栽培における自動制御装置の普及、薬剤感受性の低下等により、病虫害・雑草の発生様相は、ますます多様化・複雑化している。

また、国において令和5年4月に改正植物防疫法が施行され、従来のような発生後の防除のみならず、病虫害の性質に応じた予防策を平時から導入し、病虫害が発生しにくい生産条件を整備する「総合防除」を推進することとされたことから、県では国の指針を踏まえた県計画を令和6年3月に策定した。

今後は発生予防を中心とした「総合防除計画」の推進と併せて、安全な農産物を生産するために、農薬適正使用の徹底を図り、化学農薬のみに頼らない総合的な病虫害・雑草管理（IPM）や病虫害・雑草の発生状況に基づいた効果的・効率的な防除を推進する。

〔病虫害・雑草防除の手引きの活用について〕

1 防除の手引きの位置づけ

- （1）本手引きは、農薬取締法第二十八条に基づく指導等を行うため、普及指導員や営農指導員等が防除暦の作成や農業者等へ指導する際の参考資料とする。
- （2）農薬は原則として、令和6年7月1日現在、農薬取締法に基づく登録があり、かつ、本県の気象条件や病虫害発生状況、農薬展示ほでの薬効等を考慮して掲載する。

2 手引きの内容

農薬の適正かつ安全な使用を推進し、農業の生産性の向上と農産物の高品質・安定供給を達成するために以下の事項を掲載する。

- （1）農薬適正使用の徹底
- （2）試験研究成果など新しい知見の提供や合理的な防除のための指導資料
- （3）病虫害及び雑草の発生生態
- （4）総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進
- （5）作物別の農薬一覧

※農薬展示ほ（農業生産資材協会より委託）等において効果と薬害の試験を行い、実用性が認められたものについて登載。

3 その他

防除指導にあたっては、病虫害の発生状況と必ず最新の農薬登録内容を確認する。

福岡県病虫害防除所ホームページ

<http://www.jpnpn.ne.jp/fukuoka/>

農林水産省 農薬登録情報提供システム

<https://pesticide.maff.go.jp/>